

に報ゆ。

【氷見屋文書】 鹿島郡

一七七〇

已上

其方屋敷分貳斗五升分、井田地參段令扶助候。性寂坊位牌可相立者也、仍如件。

天正拾

九月六日

(前田) 家 在印

氷見屋

(氷見屋名は善徳。鹿島郡所口の人。その子性寂坊は天平寺の僧たりしが、石動山戦役の前に前田利家と通謀し、山徒を招降せんとしてその怒を買ひ、爲に磔殺せられるといふ。)

十月十日。前田利家、鳳至郡寶泉寺に、道下村拾俵の地を寄進す。

【寶泉寺文書】 鳳至郡

一七七二

道下村之内を以、拾俵如指出令寄進訖。全可有寺納者也。仍如件。

天正拾
十月十日

(前田) 家 在印

道下
(寶泉寺) 護摩堂御房

(寶泉寺は固より眞言なりしも、この後暫く禪宗に歸し、承應二年石動山より住僧を招きて眞言に復すといふ。)

十月十日。前田利家、鳳至郡道下村の百姓三郎左衛門に、十五俵の地を扶持す。

【能登國古文書】

一七七二

道下村之内を以、拾五俵令扶持。惣地下之儀、情を可入事肝要候也。

天正拾
十月十日

(前田) 家 在印

道下

三郎左衛門かたへ

十月十日。前田利家、鳳至郡阿岸中村の百姓高右近に、十俵の地を扶持す。

【能登國古文書】

一七七三

中村之内を以、拾俵令扶持候。地下之儀、情を入馳走肝要候也。

天正拾

十月十日

(前田) 家 在印

あ岸中村

(高右近) 高うこかたへ

(あ岸は阿岸にして、阿岸中村は後の小山なるべし。) 十月十日。前田利家、鳳至郡荒屋村の百姓三郎左衛門に、十五俵の地を扶持す。

【能登國古文書】

一七七四

本郷あらの之内を以、拾五俵令扶持候。惣地下之事可肝煎儀肝要候也。

天正拾

十月十日

(前田) 家 在印

本郷

三郎左衛門かたへ

十月十日。前田利家、鳳至郡川島村の百姓七郎

兵衛に、十俵の地を扶持す。

【高橋文書】 鳳至郡

一七七五

河島之内を以、拾俵令扶持候。地下之儀、情を入可馳走事肝要候也。

天正拾

十月十日

(前田) 家 在印

河嶋

七郎兵衛かたへ

十月十日。前田利家、鳳至郡中居村の鑄物師三右衛門に、二十俵の地を扶持す。

【中居三右衛門傳書】 鳳至郡

一七七六

中井北方之内を以、貳拾表令扶持、諸事地下等之儀、可馳走者也。

天正拾

十月十日

(前田) 家 在印

中居鑄物師

三右衛門かたへ

十月十一日。前田利家、羽咋郡相神の上島彌五